

2025 年度休眠預金等交付金活用推進基本計画

令和 7 年 3 月 27 日
内閣総理大臣決定

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(平成 28 年法律第 101 号。以下「法」という。)第 19 条第 1 項の規定に基づき、休眠預金等交付金に係る資金(以下「休眠預金等に係る資金」という。)の円滑かつ効率的な活用を推進するための基本的な計画を下記により定める。

記

指定活用団体は、法第 16 条に規定する休眠預金等に係る資金の活用に関する基本理念、「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」(平成 30 年 3 月 30 日内閣総理大臣決定。以下「基本方針」という。)にのっとり、これまでの事業計画に基づき採択した事業の着実な実行を進めるとともに、本基本計画に即して速やかに 2025 年度事業計画及び収支予算案を策定し、内閣総理大臣に認可申請を行うこととし、事業年度終了時には法第 26 条第 4 項の規定に基づき、事業報告を適正に行うものとする。

1. 休眠預金等交付金の額の見通しについて(法第 19 条第 2 項第 1 号)

2025 年度の休眠預金等に係る資金の活用に係る制度(以下「本制度」という。)に基づく休眠預金等交付金については、以下に示す額の範囲内で、助成事業及び出資事業に活用することとする。

(1) 資金分配団体及び活動支援団体に対する助成事業

2024 年度における資金分配団体に対する助成事業への申請額は 2019 年度の事業開始以来最多となるなど、大幅な増加が続いており、足元の資金需要が高まっている。また、活動支援団体に対する助成事業については 2023 年度に開始し、2024 年 7 月に初めて活動支援団体 4 団体を選定されたところであり、引き続き支援領域の拡大が望まれるところである。このため、基本方針「第 3 1. (1) ②資金分配団体及び活動支援団体に対する助成等」において定めた助成総額に係る中期目標¹も踏まえ、2025 年度の

¹ 2023 年度から 2027 年度における 5 年間の助成総額については、資金需要の動向や、本制度を担う団体の体制等を踏まえる観点から、これまでの活用額の趨勢を念頭に約 300

資金分配団体及び活動支援団体に対する助成事業について、その助成総額の目安は合わせて 62 億円とする。なお、申請状況や指定活用団体が実施する総合評価等を踏まえ、必要に応じて助成総額の目安の引き上げを検討する。

(2) 資金分配団体に対する助成事業（緊急枠）

2025 年度においても現行の行政施策では十分に対応できていない社会課題等への対応が求められているところ、休眠預金等活用事業が対象とする社会の諸課題の領域²への支援ニーズの中には、物価高騰や新型コロナウイルスの流行といった社会・経済情勢の急激な変化に対応し、事業実施期間 1 年間以内で集中的に即応的な支援を要するものが想定され、こうした緊急性の高い社会課題に事業実施期間 1 年で集中的・優先的に対処することを企図した包括的支援プログラムが必要となる。このため、資金分配団体に対する助成事業については、(1) とは別に、「緊急枠」を設け、その助成総額の目安を 35 億円とする。

(3) 資金分配団体に対する出資事業

資金分配団体に対する出資事業については 2023 年度に開始し、2024 年 11 月に初めて資金分配団体 2 団体が選定されたところである。2025 年度の出資総額は、引き続き堅実な運用を基本とする観点から 10 億円を目途としつつ、2023 年度の申請状況に鑑み採択の柔軟性を確保するため 15 億円を目安とする。

2025 年度休眠預金等交付金の額については、(1)～(3)の事業について 2025 年度に必要となる額及び過年度に採択した事業について 2025 年度に必要な額を含む、民間公益活動促進業務に必要な経費³とする。

2. 休眠預金等交付金に係る資金の活用の目標について（法第 19 条第 2 項第 1 号）

基本方針「第 1 2. 休眠預金等に係る資金の活用の目標」において定めた、休眠預金等に係る資金の活用対象事業（以下「休眠預金等活用対象事業」という。）による社会の諸課題の解決及び社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの構築を図るとともに、社会の諸課題の解決に結びつく

億円を目安とすることとされた。また、本中期目標については、2026 年度を目途に、必要に応じて見直しを行うこととされている。

² ①子ども及び若者の支援に係る活動、②日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動、③地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動。

³ 法第 8 条、第 21 条第 1 項及び民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づく指定活用団体に関する内閣府令（平成 30 年内閣府令第 32 号）第 1 条の規定に基づく経費。

具体的事例の創出や、民間公益活動の自立した担い手の育成により、ソーシャルセクターの発展を支援することとする。

また、物価高騰及び少子化の急速な進行により、本制度が対象とする活動分野においても子どもの貧困、女性の経済的自立、孤独・孤立等の課題への支援のニーズが引き続き大きいことが想定される中、本制度の枠組みの下で、最大限、迅速かつ効果的に対応する。

3. 民間公益活動促進業務について（法第 19 条第 2 項第 2 号）

基本方針「第 3 休眠預金等に係る資金の活用目標を達成するために必要な民間公益活動促進業務に関する事項」に掲げる各事項について、指定活用団体は、2025 年度においては、引き続き基本方針「第 3 1. 指定活用団体の業務」の「(1) 基本的業務⁴」が適正に実施されるよう、事業計画等の策定及びその実施に取り組むこととする。その際、民間公益活動の自立した担い手の育成を担う資金分配団体及び活動支援団体の役割に特に配慮するとともに、業務改善の次の段階として、「評価の在り方研究会（仮称）⁵」等の活用等を通じて、更なる改善を進めることとする。また、基本方針「第 3 1. 指定活用団体の業務」の「(2) 業務の充実に向けて期待される業務⁶」についても、可能なものから取り組むこととする。

なお、指定活用団体は、2025 年度事業計画に基づく業務を早期に開始できるよう取組を進め、また、各主体が十分に準備できるよう、スケジュールを事前に明らかにした上で進めることとする。1. (1) に定める資金分配団体に対する助成事業は、複数回に分けて公募を行うこととする。その際、社会情勢や支援ニーズに機動的かつ柔軟に対応するよう配慮する。また、活動支援団体に対する助成事業は 2025 年度前半に、資金分配団体に対する出資事業は、2025 年度後半に公募を行うこととする。

また、指定活用団体は、新たに導入された活動支援や出資事業を含めた本制度の意義、内容、採択された事業内容やその進捗状況、シンボルマーク等について、SNS 等多様な手段を活用した十分な周知・広報を行う。地方公共団体や金融機関など関係団体への周知を更に進めるとともに、民間公益活動の担い手との対話を進め、先進事例の周知や普及を図る。

2025 年度において本制度の下で指定活用団体が行う資金提供は、資金分配

⁴ ①資金分配団体及び活動支援団体の選定等、②資金分配団体及び活動支援団体に対する助成等、③資金分配団体及び活動支援団体に対する監督等、④休眠預金等交付金の受入れ、⑤民間公益活動の促進に関する調査及び研究、⑥民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動、⑦適切な評価の実施。

⁵ 一般財団法人日本民間公益活動連携機構を事務局とした資金分配団体の有志メンバーにより構成されるもの。

⁶ ①関連知識の分析・最適な組合せを図るための知識環境の整備、②成果評価実施支援、③研修、④国際交流。

団体に対する助成及び出資並びに活動支援団体に対する助成とする。

4. 資金分配団体、活動支援団体、実行団体及び支援対象団体の選定に係る基準及び手続について（法第19条第2項第3号）

指定活用団体は、基本方針「第3 1.（1）①資金分配団体及び活動支援団体の選定等」に示す各事項に沿って、資金分配団体及び活動支援団体の選定に係る基準及び手続を具体的に定めることとする。その際、過年度の選定に係る手続等を踏まえ、適切に改善を図ることとする。また、公募に応じやすい環境整備を進めるとともに、申請団体に対する助言等が適切になされるよう配慮する。資金分配団体による実行団体の選定及び活動支援団体による支援対象団体の選定に係る基準及び手続に関し、基本方針「第7 2. 資金分配団体による実行団体の選定及び監督」及び「第7 3. 活動支援団体による支援対象団体の選定及び監督」に示す各事項に沿って、具体的な考え方を明らかにすることとする。

特に、基本方針「第3 1（1）①b）資金分配団体の選定」に掲げるように、「休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組み」の実施状況について、引き続きフォローアップを進め、活動支援団体が担う非資金的支援も最大限に活用することにより、助成終了後の団体の自立化を促す。

なお、緊急枠については、基準、手続等について、引き続き、一定の緩和策を講ずる。

5. 成果に係る評価の基準及び公表について（法第19条第2項第4号）

指定活用団体は、基本方針「第6 休眠預金等に係る資金の活用」の成果に係る評価の実施に関する事項」に即し定めた評価指針⁷に基づき、資金分配団体、活動支援団体及び実行団体において成果評価が適切に実施されるよう対応する。

緊急枠についても成果評価を求めることとする。その際、中間評価は実施しないなど、引き続き、一定の緩和策を講ずる。

また、指定活用団体は、過年度の資金分配団体及び実行団体の成果評価の動向を踏まえつつ、以下の検討の視点に立って、総合評価の実施に取り組む。

- ・ 本制度の認知度向上
- ・ ソーシャルセクターの担い手の育成、民間公益活動の裾野の拡大
- ・ 社会課題解決への効果の検証
- ・ 出口戦略など休眠預金等活用対象事業の支援終了後の持続可能性向上

6. その他

⁷ 「資金分配団体・活動支援団体・実行団体に向けての評価指針」（一般財団法人日本民間公益活動連携機構）

- (1) 指定活用団体は、「休眠預金等活用法に基づく指定活用団体の指定について」(平成31年1月11日内閣府)において指定の条件として付された事項⁸に関して、引き続き適確に対応するものとする。
- (2) 指定活用団体は、出資事業及び活動支援団体に係る業務が追加され、また、物価高騰及び子育て対応支援も含め資金分配団体及び実行団体が増加する中であって、その組織運営に関し、事務局の肥大化の抑制に努めると同時に、より効果的な業務運営を目指し、出資事業及び活動支援団体に係る業務、資金分配団体及び活動支援団体に対する監督の強化並びにシステム化への対応に必要な人員の拡充に向けて取り組み、所要の経費等を2025年度収支予算に計上することとする。

⁸ ①中立・公正な組織運営と利益相反を招かない業務運営の実効性を担保する仕組みの構築、②本制度の理解・支持が広くソーシャルセクターや国民一般に共有される仕組みの構築、③他の指定申請団体を含む多くの団体・関係者との協力・連携の仕組みの構築。